

第3回

国立・国定公園における大規模太陽光発電施設 設置のあり方検討会

< 議事要旨 >

日時：平成26年12月1日（月）

15時00分～16時50分

場所：各省庁共用会議室

経済産業省別館 114 会議室

【出席者】

検討会委員：

阿部 宗広 一般財団法人 自然公園財団 専務理事
葉山 政治 公益財団法人 日本野鳥の会 自然保護室長
茅岡 日佐雄 一般社団法人 太陽光発電協会 企画部長
熊谷 洋一 東京大学 名誉教授（座長）
黒川 浩助 東京農工大学 名誉教授、東京工業大学 特任教授
斎藤 馨 東京大学大学院 新領域科学研究科 教授
星野 義延 東京農工大学大学院 農学研究院 准教授

オブザーバー：

金澤 祐治 経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー対策課 課長補佐

ゲスト：

田中 良 NTT ファシリティーズ株式会社 ソーラープロジェクト本部 部長

事務局：

岡本 光之 環境省自然環境局国立公園課 課長
長田 啓 環境省自然環境局国立公園課 課長補佐
泉 光博 環境省自然環境局国立公園課 課長補佐
深谷 雪雄 環境省自然環境局国立公園課 保護係長
伴 武彦 株式会社ポリテック・エイディディ
早川 真由美 株式会社ポリテック・エイディディ

1. 開会（15：00）

- ・事務局より挨拶
- ・配布資料の確認

2. 委員紹介

- ・事務局よりゲストの紹介

3. 検 討

- ・事務局より第2回検討委員会議事要旨を説明
特に修正意見なし。

（1）事業者からのヒアリング

田中 良氏（NTT ファシリティーズ株）によるプレゼンテーション（以下、概要）

- ・吉野ヶ里メガソーラーの事例では、埋蔵文化財への配慮（土地の改変が無い置き基礎の採用）、景観への配慮（景観シミュレーション、電線地中化・二段階昇圧による鉄塔設置の回避）、地域との共生（名称公募、マラソン大会、非常時の電源提供）、自主アセスの実施などを行っている。
- ・計画中の奥州メガソーラーの事例では、売電による植栽費用のねん出が目的。土地の改変を減らすためパネルの分散配置、駐車場屋根へのパネル設置などを行っている。
- ・北杜市メガソーラーの事例では、NEDOの実証試験でモジュールの性能評価のため実施。景観への配慮（電線地中化・二段階昇圧による鉄塔設置の回避）、自主アセスによる動植物の調査と環境保全措置の実施（アニマル・パスウェイ）、環境モニタリングの実施などを行っている。

プレゼンテーション内容に関する、質疑及び意見の概要

環境調査及び環境配慮の内容について

- ・北杜市の事例で、水生生物等のモニタリングを実施しているとのことであったが動植物への影響はあったか。また、南アルプス側からの景観に支障はなかったか。
カヤネズミ以外ではオオムラサキが生息していたので、留意した。元は雑木林や放棄水

田であったところなので手入れによって動植物種は増え、子供たちのよい虫捕り場所となっている。景観は、中央高速道路からはよく見える箇所があるが、あえて見せている。サイトは南アルプス側からは十分に距離があり、元々放棄水田で低い場所にあるため周囲の樹林によって見えない。(田中氏)

- ・北杜市の事例で、カヤネズミについて生息密度の変化はなかったか。

生息密度の調査はしていない。敷地 10 万 m² のうち 6 万 m² がソーラー、残り 4 万 m² は自然地として残している。(田中氏)

- ・吉野ヶ里の事例で、高さ 1.3m とのことであったが、パネルの枚数で変わるのではないか。

1 アレイはパネル 4 枚であり、通常は枚数を変えない。(田中氏)

- ・奥州市の事例でも、生物調査を実施する予定なのか。

今後地元の NPO と実施する予定。市街地からやや離れているので常駐の職員にも手伝ってもらうことを考えている。(田中氏)

住民説明会等について

- ・地元との協議にどのくらい時間をかけているか。短期間で行うためにどのような方法が良いか。

近隣への住民説明は通常、3 ヶ月から半年くらいは行う。期間短縮のためには太陽光発電の意義を理解してもらうことが重要である。(田中氏)

事業期間について

- ・紹介いただいた事例も 20 年の事業期間ということか。

FIT のこともあり 20 年が基本となる。15~18 年経った時点で改めて協議する契約となっている。なお、借地契約は工事や撤去等の日数を含めて借りている。(田中氏)

(2) 第 2 回検討委員会までの主な論点と対応の考え方、及び基本的考え方(素案)について

- ・事務局により資料 1、資料 2 を説明

以上に関する、質疑及び意見の概要

「基本的考え方（素案）」の内容について

- ・「3 国立・国定公園内における太陽光発電施設の設置に係る基本的方針」で、景観面のことのみ触れられているが、前段で整理した課題としては、生物多様性の観点も挙げられている。
- ・事業者が判断できる具体的なルールづくりが必要である。
- ・太陽光発電の技術革新は日進月歩である。また、設置する場所の環境は様々であり、事業者は地域の特性に応じて計画を立てている。一方で、自然環境への影響や、自然環境による発電への影響も知見の集積が不十分である。さらに、地域の方々との連携のあり方も様々な方法が取りうる。取扱いが硬直的にならないよう、今の段階であまり具体的にしすぎない方が良い面もあるのではないか。

景観への影響評価について

- ・地形に張り付けるように設置する事業と、架台で高さを調整してフラットに設置する事業とでは、景観的な見えが違うので、景観への影響の扱い方にも違いが出ることを留意すべき。
- ・敷地面積が広大になるが、高さがないので、影響がそれほど大きくない場合がある一方、俯瞰する景観や見上げる景観には影響が出ると感じた。普通地域でも大きなものについては制限をした方が良い。

生物多様性への配慮方法について

- ・（動植物の観点から）パネルの設置方法によっては、周辺との連続性を分断するなど影響が大きくなる可能性がある。一方で、パネルの角度があり、架台が高い場所では敷地内でも動植物への配慮検討が可能である。

他法令との関係性について

- ・農地法で規制がかかっても、公園法では規制がかからない案件があることに注意が必要である。

事業期間（20年）と撤去等の関係について

- ・ FIT では 20 年間は売電量を変えられないのか。
変えられない。今後、発電効率が上がって 30%を超えると、FIT でなくとも事業採算が成り立つ可能性がある。（田中氏）
- ・ 撤去という面では、経済産業省で施設部品等のリサイクルについて検討中である。
- ・ 事業者は事業費のうち 5~10%を原状復帰費用として見込むのが普通である。
- ・ 大企業はそうかもしれないがベンチャー企業でも同様か。
一概には言えないが、多くの事業は、銀行かファンド等を通じて資金を調達している。銀行の融資の審査基準には原状復帰費用が見込まれていないと融資が受けられない。ちなみに、プロジェクトファイナンスとコーポレートファイナンスの形態があるが、前者の場合は資金を出している銀行が最終的な責任も負うことになる代わりに、貸付利子が高い。（田中氏）
- ・ 今の法律では 20 年間は売電収入があるので事業は継続される。その後も、一度設置した場所は新たなビジネスが発生し、放置されたりはしないと思われる。

（ 3 ） 今後のスケジュールについて

- ・ 事務局により資料 3 を説明

以上に関する、質疑及び意見の概要

パブリック・コメントについて

- ・ パブリック・コメントは「基本的考え方（素案）」をかけるのか。
そのように考えている。（環境省）

4 . 閉 会（ 1 6 時 5 0 分 ）

以上